

## 入札説明書

入札参加者は、下記の内容を確認のうえ、入札を行うこと。

### 記

#### 1 発注の内容

発注者	公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン（以下「発注者」という。）
入札案件名称	デジタルサイネージ等の賃貸借及び設置業務
仕様・数量等	仕様書に記載のとおり
納品期日	仕様書に記載のとおり
納品場所	仕様書に記載のとおり
競争の方法	一般競争入札（最低価格落札方式）による

#### 2 発注スケジュール

入札説明書等交付	交付日	令和7年3月21日（金）
入札説明書等に対する質問、回答	質問期間	令和7年3月21日（金）午後4時から 令和7年3月25日（火）午後2時まで
	質問方法	下記「5 提出書類一覧」参照
	回答方法	令和7年3月25日（火）発注者ホームページにて公表
入札書の提出及び開札	提出期限	令和7年3月28日（金）午後5時（郵送等による入札の場合は必着のこと）
	開札日時及び場所	令和7年3月28日（金）午後5時30分 公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン 会議室（所在地：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル0's棟北館4階） ※開札への参加は、入札参加者代表者1名のみ可。結果は、開札当日に発注者ホームページにて公表。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 次の（ア）から（カ）までのいずれにも該当しない者であること。
  - （ア） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - （イ） 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者
  - （ウ） 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者
  - （エ） 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
  - （オ） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている者
  - （カ） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、固定資産税、都市計画税を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は入札参加停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 入札書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

### 4 交付書類一覧

	書類名称	交付方法	ファイル形式
入札関係書類	1 入札書	発注者ホームページへの掲載により交付	Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式 又は Adobe Acrobat PDF形式
契約関係書類	2 契約書（案）		
仕様書関係	3 仕様書		
その他	4 誓約書 5 使用印鑑届 6 委任状 7 業務実績調書 8 質問書		

## 5 提出書類一覧

### (1) 入札まで

名称	提出方法
入札書	持参又は郵送による。 ※持参の場合は、入札書及び内訳書を封筒に入れ封緘のうえ、入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号）、連絡先、「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書して提出すること。 ※郵送の場合は、二重封筒を用いて、表封筒に「入札案件名称」を明記し、「入札書在中」と朱書して総務グループ宛て親展とし、内封筒には持参により提出する場合と同様に氏名等を明記し、入札書及び内訳書を封筒に入れ封緘のうえ、提出期限までに必着のこと。
内訳書 (任意様式)	総計が入札金額と一致すること
質問書	「4 交付書類一覧」の「8 質問書」に記載し、「7 発注者（連絡先）」まで提出すること。持参のほか、郵送、ファックス、電子メールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。電子メールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：職員用携帯電話のレンタル及び通信回線の契約業務】」と明記すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

### (2) 落札候補者決定後

落札候補者は、発注者から落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌日（休日を除く）午後4時まで、以下の資格審査資料を「7 発注者（連絡先）」へ提出すること。

- (ア) 「4 誓約書」
  - (イ) 「5 使用印鑑届」
  - (ウ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
  - (エ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (オ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
  - (カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (キ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- ※（オ）及び（カ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※（イ）～（キ）は、入札日時点において、大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（「4 誓約書」に承認番号を記載すること）。

## 6 入札方法

(1) 入札参加者の入札金額は、仕様書に基づく価格のほか、指定する納入場所での引渡しまでに要する一切の諸経費を含む総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

・入札保証金 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

・契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）

ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

①契約金額が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

②落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき（ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。）、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

③落札者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき。

※落札者または契約の相手方に決定され、契約保証金を納付しようとする時は、落札業者決定後速やかに「7 発注者（連絡先）」にて納付書の交付を受けること。また、上記②の契約保証金の納付免除申請をする場合は、「7 発注者（連絡先）」に「4 交付書類一覧」の「7 業務実績調書」を提出すること。

(4) 落札候補者への連絡

・開札後、落札候補者には、発注者から電話・メール等で連絡する。

7 発注者（連絡先）

公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン 総務グループ

所在地：〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1-10 ATCビル01s棟北館4階

電話：06-6115-6709 ファックス：06-6115-6719

メール：osakapv-gp@expo2025-osakapv.or.jp